

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

E-mail info@o-machikou.info



国営最上川下流沿岸農業水利事業で建築された 水管理施設中央管理所
草薙頭首工や櫛橋分水等の施設の遠隔操作が行われます。

酒田市砂越地内 (大町溝土地改良区事務所北側)

土地改良区の概要

- 受益面積 2,944ha
- 組合員数 1,530人

平成二十一年度通常総代会開催

去る三月十七日に平成二十一年度通常総代会が開催され
平成二十一年度補正予算案及び平成二十二年予算案等
全一七議案を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長 齋藤 隆

理事長挨拶

本日は、総代の皆様には何かとお忙しい中、大町溝土地改良区平成21年度通常総代会にご出席いただき、ご苦勞様です。

また、日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきましてのご協力を頂きありがとうございます。

さて、農業農村を取り巻く情勢は、世界的金融危機のおおりの受けながら、いまだに先行きが見えない状況が続いております。

平成19年から我々農家の将来展望を目的に導入された、「品目横断的経営安定対策」はこの度の政権交代に伴い3年足らずで、姿を消す事になりました。これからは、戸別に割

ふられた生産数量の目標を守る農家に全国一律単価で交付金を支払う「戸別所得補償制度」へ移行となります。また、併せて導入される転作奨励金の行き先は、まだまだ不透明な感じがいたします。

平成22年度の国の予算編成では「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズの基に、公共事業費が大巾に削減されました。

特に農業分野の中でも土地改良事業整備費が60%強の削減となりました。我々が行っている土地改良事業整備は、農業の生産性向上のために水路や農道などの生産基盤を整備するための事業を展開しております。

政府は、日本が先進国の中で最低の食料自給率41%を、今後10年間で50%まで引き上げるよう目指しておりますが、生産基盤の整備の遅れが自給率の引き上げにブレーキを掛ける事にならないかと心配しているところです。

平成13年度から施行された、国営最上川下流沿岸農業水利事業につきましては、最上川下流事業の二期工事として、10カ年の計画で施行されております。

当管内においては、最上川下流右岸土地改良区連合を中心に事業を進めており、これまで平田揚揚水機場、草薙頭首工、導水幹線トンネル等の改修、前川第2幹線の新設工事が完了し、現在施工中の集中管理施設と右岸幹線水路改修工事が、平成22年度完了予定で行われてきました。

しかしながら、この度の政権交代により平成22年度予算は、これまでの土地改良事業費の6割強カットされたことにより、現在施工中の工事が遅れるという予告も受けており、工事の完了間近にして心配しております。一連のこの事業が、今後の維持管理費節減のためにも当初計画どおりに、早期に完成されるようあらゆる機関を通じて、今後強く要望してまいります。

また、最上川下流沿岸農業水利事業の工事の進捗にあわせて、最上川下流右岸土地改良区連合の今後の維持管理の在り方についても協議をしてまいります。

これまで最上川下流右岸土地改良区連合の職員対応については、ここ数年補充を行わず平成19年からは、日向川土地改良区と大町溝土地改良区から1名ずつ職員を派遣して補ってまいりましたが、平成22年度からは施設管理臨時職員を採用し補う計画にしております。

最上川下流右岸土地改良区連合の今後の維持管理の在り方については、組織整備強化対策の中で維持管理計画の基でこれまで協議を進めており、これまでの経過としては平成20年度で今までの事務所を廃止し、事務所

の所在地を平成21年度より大町溝土地改良区へ移転をして、業務の一部を大町溝土地改良区に委託をしながら行なっております。

また、今後は最上川下流右岸土地改良区連合の全業務を大町溝土地改良区へ委託する方向で協議を進めております。このことについては、これからの管理区分の問題、職員の配置の問題、基幹水利管理強化事業の行政庁との調整の問題、委託管理費の算定の問題等色々ありますが、今後山形県の指導を受けながら慎重に進めていきたいと思っております。

以上の事をふまえながら本日の通常総代会に於いては総認第1号から総認第6号まで、経営安定対策基盤整備緊急支援事業を始めとする償還金軽減に関連する議案、総認第1号から総認第3号までは、平成21年度の各補正予算についての議案、総認第4号から総認第21号までは平成22年度一般会計予算に関する議案を中心に提案となりますが、一般会計予算総額2億2千58万2千円、前年度当初予算との比較で約2.62%の59万7千円の減額で編成されております。

収入では、経常賦課金10アル当たり150円減額の5千130円とし、最上川連合賦課金は据置の10アル当たり850円、一般賦課金10アル当たりは前年度比150円減額の5千980円としております。その他の内容につきましては提案理由の中で申し上げます。

総代の皆様には慎重なご審議をいただき、ご決議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

平成21年度通常総代会

総代42名の内36名の出席の上、
26番 佐藤正一総代の議長により、全27議案が審議されました。総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 佐藤 正一 総代

3年間の助成対象となる土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業が創設されました。地区の振分は、予算の枠の中で平等に軽減へ繋がるよう進めています。10アール当たりの助成金は地区毎またその年の利息により異なります。賦課金単価との関連がありますので、助成実績と地区の償還状況に応じて軽減額は異なります。平成22年度土地改良事業整備費予算が前年度比で60%強の削減と大変厳しい状況であり、今後の予算にも不安があります。

26番 上林正志

ほ場整備事業償還金の計画が5月の広報に掲載されますが、中平田東地区償還金単価は10アール当たり1万円とし平成24年度で終了の計画です。緊急支援事業に伴う軽減については組合員が理解できるようにお知らせ下さい。

総務課長

中平田東地区償還金単価は地区で決めていただきました10アール当たり1万円としていますが、広報での緊急支援事業に伴う軽減のお知らせについては、訂正のないように今後の理事会で検討したいと思います。

41番 土田治夫

維持管理適正化事業に申請する横

根山揚水機場の受益面積はいくらか。

総務課長

横根山地区は昭和40年代に構造改善事業で整備されその時点では50.5ヘクタールの受益面積でした。現在水田として利用されているのは20ヘクタール未満で、それ以外は果樹も含めた生産調整の畑地利用となっております。

19番 齋藤誠一

事務管理費の振込手数料が14万4千円の予算計上は多すぎると思います。また、揚水所費の消耗品費の213万2千円の予算計上は前年同額ですが、昨年度の決算と比較すると100万円程度の差がありますが、予算の見積に疑問を感じました。諸支出金、推進費で地図情報の整備に150万円程度の予算が計上されていますが昨年度の決算が11万円程でした。その中身を説明願います。

総務課長

振込手数料並びに、揚水所の消耗品費は、毎年定額とし余裕を持った予算計上としており、その他の項目で削減を図っております。推進費については地図情報の整備であり、昨年度まではデータの不備のため進みませんでした。整備の目処が立つため、平成22年度完成に向け、ハ-

ドとソフトを整備する為に前年度比78万3千円の増額で予算を計上しております。

19番 齋藤誠一

経常賦課金が15円下がり平成22年度の予算では緊縮的な内容を見ることはできませんが、もつと緊縮予算にする事ができれば、組合員に対し努力の姿が見えたと思えました。過去4年間の諸支出金からの繰出の状況を見ると当初予算より決算で多くなっており、当初予算で厳しく見積ると良い決算の結果がでると思います。当初より厳しく予算編成することで組合員よりの協力が得られると思います。

総務課長

職員退職給与金積立金特別会計への繰出については充足率60%以上を確保するために前年度は1千200万円を繰出しました。今年度は賦課金10アール当たり150円を下げるために以前と同様に400万円を計上し充足率60%を確保しておりますが、賦課金をどこまで下げられるのかについてのバランスを勘案し計上しております。

19番 齋藤誠一

繰出金は補正対応でなく計画的に進めるべきと考えます。職員退職給

29番 富樫賢一
緊急支援事業は、負担軽減につながる事業ですが、経営安定対策基盤整備緊急支援事業と土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業への地区の振り分けと、助成単価について説明下さい。

総務課長

緊急支援事業の中でも、7年間助成対象の経営安定対策基盤整備緊急支援事業の希望が多く、追加補正で、

与金積立金を単年度に積立が必要となる額を明記し透明性のある予算にすべきであり、充足率を確保するために年次計画を立て明確に表す必要があり、今後の資料作成に配慮いただきたい。

総務課長

総代会資料への掲載方法については理事会等で今後検討して行きたいと思えます。

19番 齋藤誠一

事務費については、ある程度定まった支出となると思えます。決算に合わせた予算計上、透明性があると思えます。

齋藤隆 理事長

予算編成に際しては組合員の負担軽減に繋げるために検討してきましたが、農業事情が厳しい状況下で土地改良区予算の中でも維持管理経費は絶対に省略出来ません。今までも揚水機の電力料は原油高騰に伴い料金が当初予定より数百万円オーバーした事もありました。人件費も、厳しく押さえながら進めてきております。また、職員退職給与金積立金への繰出も将来の職員体制を見ながら充足率60%以上を維持するように進めております。土地改良区は3ヶ年毎に農政局の検査を受検し、国や県

の指導により進めています。平成22年度は多少でも負担軽減に繋げるために切り詰め、10アール当たり150円の減額を提示させていただきました。予算の内部的な面については、今後も勉強し進めて行きたいと考えております。

13番 石川信一

維持管理適正化事業の交付金が昨年度より800万円の減ですが事業を実施しないのか。

一般賦課金の徴収率が99.5%とは未収金の関わりかと思えますが、土地改良区運営が維持できるのか、また過去2ヶ年間の徴収率について説明下さい。最後に、災害対策費の中のかんばつ対策費が110万円計上されており、具体的にどのような対策で、どのようなものに使われるのか説明願います。

総務課長

維持管理適正化事業は5年前より拠出を行い最終年度に工事を実施する事業です。順番待ちでの実施で、平成22年度は該当がなかったために減額となっています。一般会計の徴収率99.5%は実績に基づいて設定しておりまして過去2ヶ年間も同率です。かんばつ対策費については最上川さみだれ大堰完成後は極端なかんばつも

ありませんが、緊急気象時の仮設ポンプ等の取水対策経費となります。

15番 齋藤勝義

揚水所費の消耗品費の用途がオイルやグリス代とのことでしたが購入は毎年同じ業者から同じものを同じ量を購入しているのか。

管理課長

消耗品の内訳については、揚水機の潤滑油で粘土の定まっているグリと茨野排水機の重油を計上しております。購入は、無くなった段階で、常に在庫がある業者より見積を提出いただいて、価格調査し決済後に購入します。年間の使用量は毎年同じ程度です。多量の在庫は持たないようしております。

9番 高橋均

かんがい用水は下流が不利な状況で、公平な用水の配分から大きくずれているように感じています。近年は水配人による調整も行っていますが、下流区域への恩恵が感じられません。今後の対策はないのか。

総務課長

農家人口の激減と受委託の拡大による経営規模に伴う集中したかんがいにより下流へ水が届かない状況も見受けられます。支溝代表者組織の

検討と、分水門看守人の充実と組合員との連携を更に深め、進める必要があります。下流区域の用水対策については理事会や排水調整委員会等で検討を重ねて行きたいと思えます。

支溝代表者協議会開催

平成22年3月24日開催され

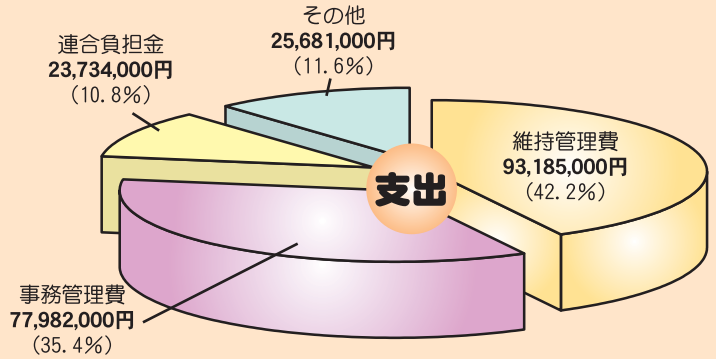
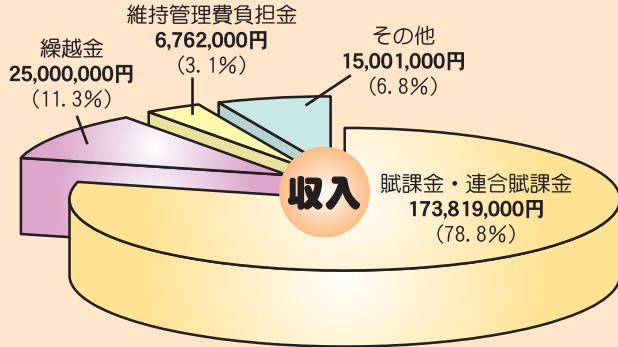
平成22年度の通水計画等

について協議されました。

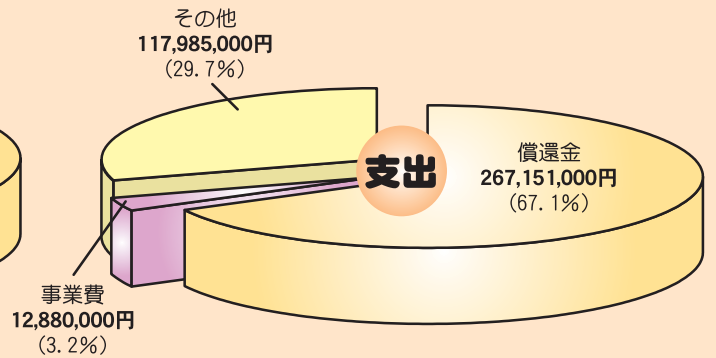
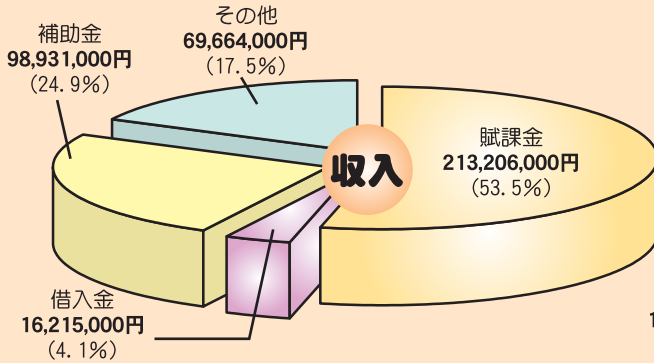


☆平成22年度予算 全体総額 1,218,061,000円

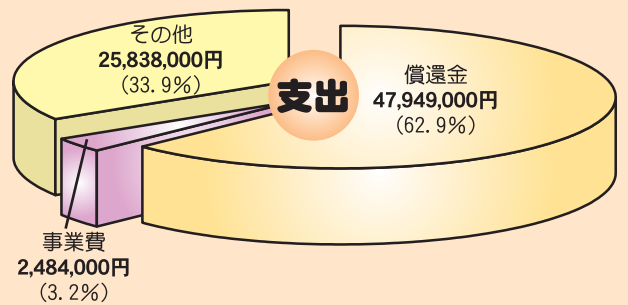
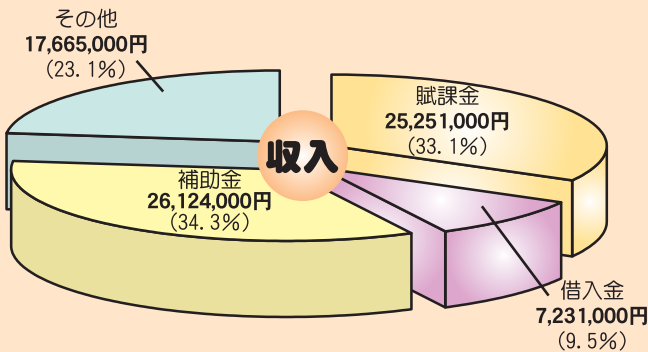
☆一般会計予算 総額 220,582,000円



☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 398,016,000円



☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 76,271,000円



単位(千円)

その他の特別会計予算	特別会計名	予算額
	担い手育成支援事業	15,366
	緊急支援事業	109,691
	役員退任慰労金積立金	5,495
	地区除外決済金積立金	114,614
	土地改良事業積立金	187,295
	職員退職給与金積立金	77,796
	準備基金積立金	12,935
	計	523,192

平成22年度 賦課金

一般会計賦課金は、前年より 150円 減額の

10aあたり **5,980円**となっております。

1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成22年4月26日(月)	納入期限 平成22年11月1日(月)
	円/10a	円/10a	円/10a
経 常 賦 課 金	5,130	3,080	2,050
最上川連合賦課金	850	590	260
合 計	5,980	3,670	2,310

2. 償還金関係賦課金 納入期限 平成22年11月1日(月)

区 別	地 区	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	南 田 沢 第 二	18.5ha	540円	100%	田 10a 当り
	上 郷 溝	135.6ha	6,300円	99%	土地10a 当り
	石 名 坂	36.0ha	3,415円	99%	土地10a 当り
	山 寺	71.4ha	15,055円	95%	土地10a 当り
	飛 鳥	48.0ha	11,050円	99%	田 10a 当り
県 営	排 特 飛 鳥	48.0ha	2,060円	99%	田 10a 当り
	内 郷	372.1ha	12,080円	96%	土地10a 当り
	山 元	229.5ha	6,950円	99%	土地10a 当り
	中 平 田 東	248.5ha	10,000円	99%	土地10a 当り
	南 平 田	178.2ha	11,300円	97%	土地10a 当り
	西 平 田	田 337.7ha	13,515円	99%	田 10a 当り
		畑 3.2ha	8,110円	99%	畑 10a 当り
	中 平 田 南	田 146.0ha	12,250円	99%	田 10a 当り
		畑 2.0ha	7,350円	99%	畑 10a 当り
	大 正 溝	123.3ha	13,995円	94%	土地10a 当り
	砂 越	田 140.2ha	12,020円	95%	田 10a 当り
畑 1.9ha		7,210円	95%	畑 10a 当り	
中 平 田 西	113.4ha	9,770円	98%	土地10a 当り	
飛 鳥 砂 越	38.3ha	6,875円	99%	土地10a 当り	

☆農地を転用する場合の手続き（農地転用等の通知）

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、 地区除外となる。

公共事業による農地の買収があった時は、大町溝 財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

農地転用等の手続きの用紙は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

平成22年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

○一般決済金

区 分	平成22年度(円/10a)
維持管理関係	78,861
国営事業関係	16,314
合 計	95,175

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

○ほ場整備事業地区決済金

区 分	地 区 名	平成22年度(円/10a)
団体営	上郷溝地区	24,263
	石名坂地区	23,139
	飛鳥地区	104,048
	山寺地区	143,172
県営	内郷地区	58,262
	山元地区	34,170
	中平田東地区	22,479
	南平田地区	33,652
	西平田地区	108,747
	西平田地区畑	65,249
	中平田南地区	172,725
	中平田南地区畑	103,636
	大正溝地区	151,865
	中平田西地区	83,233
	砂越地区	120,984
	砂越地区畑	72,591
飛鳥砂越地区	26,523	

各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、ご覧下さい。

☆担い手育成資金及び平準化資金は、緊急支援事業取り組みによる変更計画の数値を使っています。なお、平成21年度の転用による変更は反映されていません。

となっておりません。なお、平成22年度以降の収入実績より軽減が予定されます。

☆緊急支援事業の係で昨年度の償還計画が変更となった地区もありません。また、記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

◎共通事項

☆地区面積は、平成22年4月1日現在の田の面積を表しております。平成22年度以降、転用(地区除外)が発生した場合は、償還金に変更が生じます。

◎緊急支援事業対象

平準化事業の係で内郷・中平田東・飛鳥・山寺・西平田・中平田南・大正溝地区については、計画上の緊急支援資金予定額となっております。その他の地区については、平成21年度の収入実績に基づく緊急支援資金

◎担い手育成支援事業対象

山寺・飛鳥・西平田・中平田南の各地区がこの事業の対象となっております。

◎中平田東地区

この地区の特別賦課金は、地区の申し出により10アルル当たり一万円としており、償還計画との差額につ

※問い合わせ先 大町溝土地改良区
 ☎0234-5211350
 総務課 水落・久松まで

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金実績	総計
H23	6,833	-1,195	5,638
H24	5,722	-1,195	4,527
H25	4,528	-1,195	3,333
H26	3,278	-1,195	2,083
H27	1,972	-1,196	776
H28	806	-806	0
計	23,139	-6,782	16,357

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金実績	総計
H23	7,035	-1,183	5,852
H24	5,914	-1,183	4,731
H25	4,720	-1,183	3,537
H26	3,459	-1,183	2,276
H27	2,146	-1,183	963
H28	988	-988	0
計	24,262	-6,903	17,359

中平田東地区 248.5ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	実際の償還金
H23	4,495	-16,711	5,770
H24	4,495	0	0
H25	4,495	0	0
H26	4,359	0	0
H27	3,043	0	0
H28	1,594	0	0
計	22,481	-16,711	5,770

山元地区 229.5ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金実績	総計
H23	7,847	-876	6,971
H24	6,976	-876	6,100
H25	6,013	-876	5,137
H26	4,954	-876	4,078
H27	3,786	-876	2,910
H28	2,654	-876	1,778
H29	1,534	-877	657
H30	405	-405	0
計	34,169	-6,538	27,631

飛鳥砂越地区 38.3ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援資金実績	総計
H23	6,797	-187	6,610
H24	6,797	-187	6,610
H25	6,797	-187	6,610
計	20,391	-561	19,830

中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援資金実績	総計
H23	9,945	-178	9,767
H24	8,849	-178	8,671
H25	8,849	-178	8,671
H26	8,849	-178	8,671
H27	8,849	-178	8,671
H28	8,849	-178	8,671
H29	8,849	-178	8,671
H30	8,849	-178	8,671
H31	8,849	-178	8,671
計	80,737	-1,602	79,135

大正溝地区 123.3ha (単位: 円/10a)					内郷地区 372.1ha (単位: 円/10a)					山寺地区 71.4ha (単位: 円/10a)					飛鳥地区 48.0ha (単位: 円/10a)					
年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計
H23	15,054	4,444	-5,401	14,097	H23	6,441	7,240	-5,198	8,483	H23	22,772	1,947	-2,006	-8,179	14,534	H23	10,851	11,208	-9,583	12,476
H24	15,054	4,063	-5,020	14,097	H24	0	6,665	0	6,665	H24	19,934	3,137	-1,313	-7,227	14,531	H24	3,475	10,667	-8,104	6,038
H25	15,054	3,674	-4,631	14,097	H25	0	5,974	0	5,974	H25	11,179	9,594	0	-6,919	13,854	H25	585	9,542	-6,896	3,231
H26	15,054	3,268	-4,225	14,097	H26	0	5,160	0	5,160	H26	6,812	8,669	0	-5,532	9,949	H26	0	8,396	-5,750	2,646
H27	15,054	2,847	-3,804	14,097	H27	0	4,214	0	4,214	H27	2,234	7,647	0	-4,258	5,623	H27	0	7,188	-4,646	2,542
H28	15,054	-949	0	14,105	H28	0	3,123	0	3,123	H28	594	6,499	0	0	7,093	H28	0	5,854	0	5,854
H29	15,054	-949	0	14,105	H29	0	2,032	0	2,032	H29	0	5,280	0	0	5,280	H29	0	4,417	0	4,417
H30	15,054	-949	0	14,105	H30	0	1,062	0	1,062	H30	0	3,964	0	0	3,964	H30	0	2,875	0	2,875
H31	14,639	-535	0	14,104	H31	0	177	0	177	H31	0	2,563	0	0	2,563	H31	0	1,208	0	1,208
H32	14,639	-535	0	14,104						H32	0	2,073	0	0	2,073	H32	0	583	0	583
H33	13,221	884	0	14,105						H33	0	1,443	0	0	1,443					
H34	0	3,755	0	3,755						H34	0	672	0	0	672					
計	162,931	19,018	-23,081	158,868	計	6,441	35,647	-5,198	36,890	計	63,525	53,488	-3,319	-32,115	81,579	計	14,911	61,938	-34,979	41,870

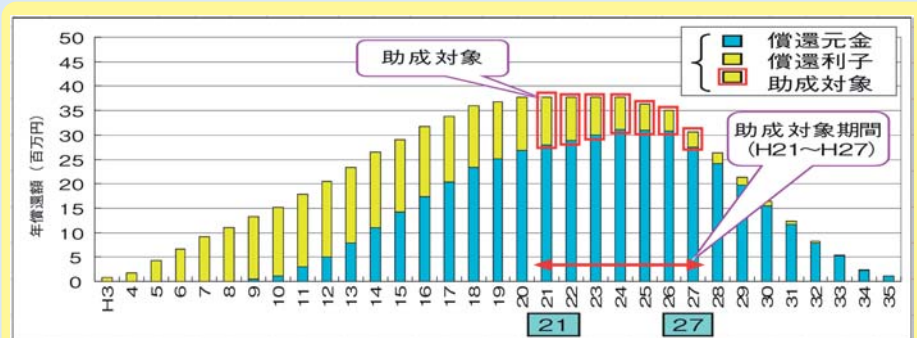
砂越地区 140.2ha (単位: 円/10a)				南平田地区 178.2ha (単位: 円/10a)				中平田南地区 146.0ha (単位: 円/10a)					西平田地区 337.7ha (単位: 円/10a)						
年度	償還金	緊急支援 資金実績	総計	年度	平準化 資金	緊急支援 資金実績	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	緊急支援 資金予定	総計
H23	12,146	-204	11,942	H23	7,846	-577	7,269	H23	17,718	1,301	-4,048	-2,872	12,099	H23	18,491	21	-1,442	-4,031	13,039
H24	12,146	-204	11,942	H24	6,836	-577	6,259	H24	17,718	-1,911	-3,708	0	12,099	H24	18,491	-4,472	-979	0	13,040
H25	12,146	-204	11,942	H25	5,651	-577	5,074	H25	17,718	-2,263	-3,354	0	12,101	H25	18,491	-4,951	-499	0	13,041
H26	12,146	-204	11,942	H26	4,321	-577	3,744	H26	17,718	-2,629	-2,987	0	12,102	H26	0	7,648	0	0	7,648
H27	12,146	-204	11,942	H27	2,834	-577	2,257	H27	17,718	-3,008	-2,607	0	12,103	H27	0	7,004	0	0	7,004
H28	12,146	-204	11,942	H28	1,572	-577	995	H28	17,718	-3,408	-2,212	0	12,098	H28	0	6,260	0	0	6,260
H29	12,146	-204	11,942	H29	848	-578	270	H29	17,718	-3,814	-1,802	0	12,102	H29	0	5,395	0	0	5,395
H30	12,146	-204	11,942	H30	371	-371	0	H30	17,718	-4,241	-1,376	0	12,101	H30	0	4,431	0	0	4,431
H31	12,146	-204	11,942					H31	17,718	-4,682	-934	0	12,102	H31	0	3,714	0	0	3,714
H32	5,746	-204	5,542					H32	17,718	-5,142	-476	0	12,100	H32	0	3,334	0	0	3,334
H33	4,355	-204	4,151					H33	0	5,427	0	0	5,427	H33	0	2,858	0	0	2,858
H34	2,689	-204	2,485					H34	0	5,366	0	0	5,366	H34	0	2,276	0	0	2,276
H35	1,108	-204	904					H35	0	5,041	0	0	5,041	H35	0	1,194	0	0	1,194
								H36	0	4,668	0	0	4,668						
								H37	0	4,228	0	0	4,228						
								H38	0	3,733	0	0	3,733						
								H39	0	3,164	0	0	3,164						
								H40	0	2,514	0	0	2,514						
								H41	0	1,782	0	0	1,782						
								H42	0	955	0	0	955						
計	123,212	-2,652	120,560	計	30,279	-4,411	25,868	計	177,180	7,081	-23,504	-2,872	157,885	計	55,473	34,712	-2,920	-4,031	83,234

新たな ほ場整備事業償還金の負担軽減対策

平成21年度 新規事業

- 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 (以下：経営安定対策事業)
- 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業 (以下：特別緊急支援事業)

この事業は、土地改良事業の受益者負担金を償還中の地域であって、担い手への農地利用集積等の要件が達成できると見込まれる地域を対象に、償還金の利息助成を行うことで負担の軽減を図る事業です。



経営安定対策事業イメージ (H21～27年度 7年間助成)

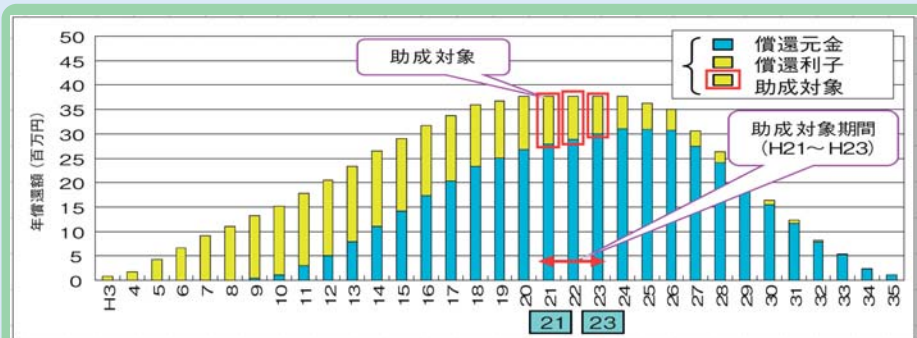
《助成期間》

経営安定対策事業

平成21年度
～平成27年度 7年間

特別緊急支援事業

平成21年度
～平成23年度 3年間



特別緊急支援事業イメージ (H21～23年度 3年間助成)

《事業の対象となる地区》

経営安定対策事業 (7年間助成)			特別緊急支援事業 (3年間助成)		
区分	地区名	平成21年度助成額(千円)	区分	地区名	平成21年度助成額(千円)
団体営	上郷溝	10,930	県 営	内郷	25,920
	石名坂	2,850		中平田東	5,190
	飛鳥	5,640		南平田	13,280
	山寺	7,260		西平田	14,830
県営	山元	16,890		中平田南	5,010
	大正溝	7,590		砂越	4,050
				中平田西	2,030
				飛鳥砂越	290

※助成期間中の助成額はその年の利息に応じて変わります

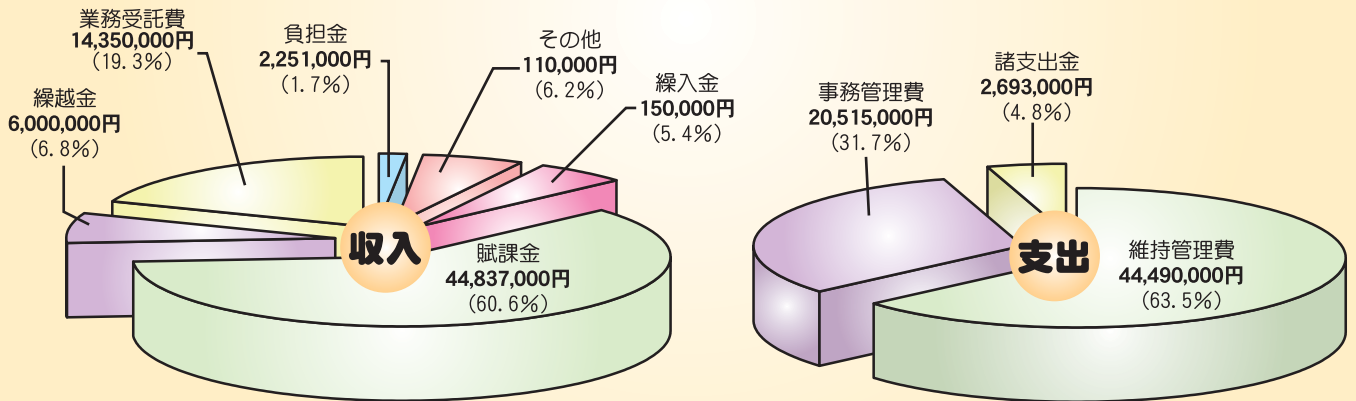
※この事業による各地区事業償還賦課金の減額については、地区毎の償還対策事業の取り組みや償還状況により、すぐに反映とならない地区もありますが、償還金年次計画のとおり最終的には軽減へつな갑니다。また、経営安定対策事業と特別緊急支援事業との振り分けは、助成金の均一化と国からの予算調整によるところではありますが、組合員皆様のご理解ご協力を得ながら、負担軽減に向け積極的に取り組んでおりますので、より一層のご理解をお願いいたします。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 水落・久松まで

最上川下流右岸土地改良区連合 平成22年度予算

平成22年3月11日(木)午前10時より議員総会が開催され平成22年度予算案並びに、定款の一部変更を含む全15議案が議決されました。

☆一般会計 総額 67,698,000円



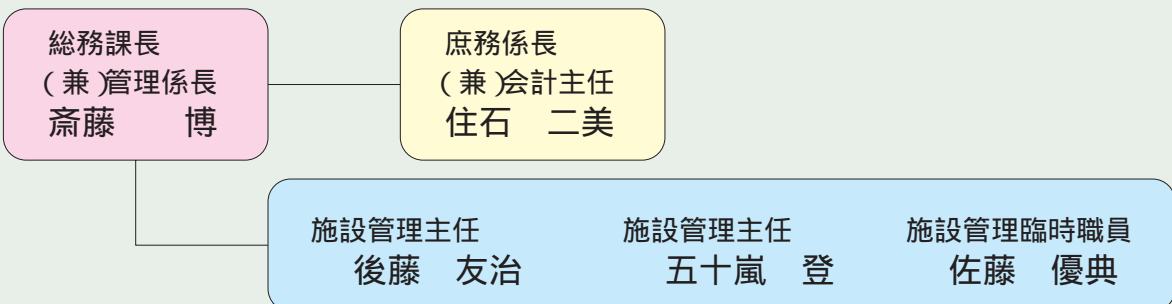
単位 (千円)

平成22年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	会計名	予算額
	一般会計	67,698
	自動車償却及び購入基金特別会計	1,871
	職員退職給与金特別会計	11,588
	褒賞金特別会計	184
	事務所整備資金特別会計	173
	財政調整資金特別会計	41,215
	計	122,729

平成22年度 最上川下流右岸土地改良区連合

事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地
 (大町溝土地改良区事務所内)
 TEL0234-52-3586 FAX0234-52-3584
 E-mail moren@agate.plala.or.jp
 URL <http://www15.plala.or.jp/moren/index.htm>



平成21年度納期限内完納団体表彰

平成21年度一般会計賦課金1期、2期の全てを納期限内に完納した74団体に対し、平成22年5月28日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度です。今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき納期限内に完納となるようにお願いします。

平成21年度納期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		石名坂	14,000	砂越4	8,000	勝保関(下)	19,000
荒興野	6,000	23団体	255,000	砂越5	4,000	土崎	19,000
成沢	13,000	平田中央支店管内		田沢	9,000	大多新田	11,000
上大川渡	11,000	山谷	15,000	円道	1,000	こあら1丁目	11,000
下大川渡	12,000	山谷新田	4,000	24団体	273,000	14団体	270,000
下新田	4,000	新山	8,000	東平田支店管内		酒田支店管内	
白ヶ沢	13,000	檜橋	27,000	滝野沢	19,000	亀ヶ崎	42,000
山寺川先	22,000	山楯	13,000	生石	25,000	浜田	1,000
山寺中ノ丁	8,000	中野目	22,000	矢流川	19,000	大町	16,000
山寺仲町	13,000	桜林興野	14,000	金生沢	7,000	四ツ興野	14,000
山寺上荒町	10,000	桜林	17,000	横代	1,000	大宮	41,000
松嶺	10,000	石橋	11,000	5団体	71,000	遊摺部	54,000
上茗ヶ沢	3,000	泉興野	5,000	中平田支店管内		6団体	168,000
上北目	13,000	堀野内	19,000	大槻新田	1,000	酒田市北部支店管内	
中北目	16,000	三之宮	7,000	手蔵田	60,000	酒田市北部	8,000
小見	14,000	飛鳥1	8,000	熊野田	4,000	1団体	8,000
下餅山	12,000	飛鳥2	7,000	荻島	1,000	庄内町管内	
下茗ヶ沢	14,000	飛鳥3	3,000	本川	14,000	榎木	2,000
上竹田	6,000	飛鳥4	3,000	茨野小牧新田	27,000	1団体	2,000
中竹田	8,000	飛鳥5	21,000	小牧	32,000	合計	
下竹田	11,000	砂越1	13,000	熊手島	42,000		
中牧田	11,000	砂越2	17,000	大野新田	18,000	74団体	1,047,000
相沢	11,000	砂越3	17,000	勝保関(上)	11,000		

重要なお知らせ

平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰することに変更となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

賦課金の納入と納期限内完納団体表彰基準の変更のお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっており、たしましても未納を容認することはできなく、納入いただくよう分割納入等の様々な対応を個別に行わせていただいております。何もご連絡がないままに未納されますと税金と同様に、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分を執行されることとなりますので、大町溝土地改良区 会計課まで必ずご連絡下さるようお願いいたします。

償還関係賦課金の未納対策として、平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰対象とすることに理事会で決定されましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

連絡先 大町溝土地改良区 会計課(☎52-2350)まで

こんな時は届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き(組合員資格得喪届)

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失(解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
①新現資格者双方の印鑑 ②から⑤のいずれかの書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新資格者の印鑑 ②または③の書類の写しを添付 ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ※死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の印鑑 ②または③の書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の印鑑 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第20条の確認通知書 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落し口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落し口座の変更の場合は、賦課金引落し口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。
- ・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 財務係までお知らせ下さい。

農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで



水難事故防止にご協力下さい!

子供の水難事故防止のために、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらないう現状です。

水路へゴミを捨てないで下さい!
通水に支障がありますご協力をお願いします



大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

(電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置・管類の地下埋設・広告物、街灯等・橋梁等・駐車場)土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)
 ◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)
 ◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理課 住石・小野寺・阿部まで

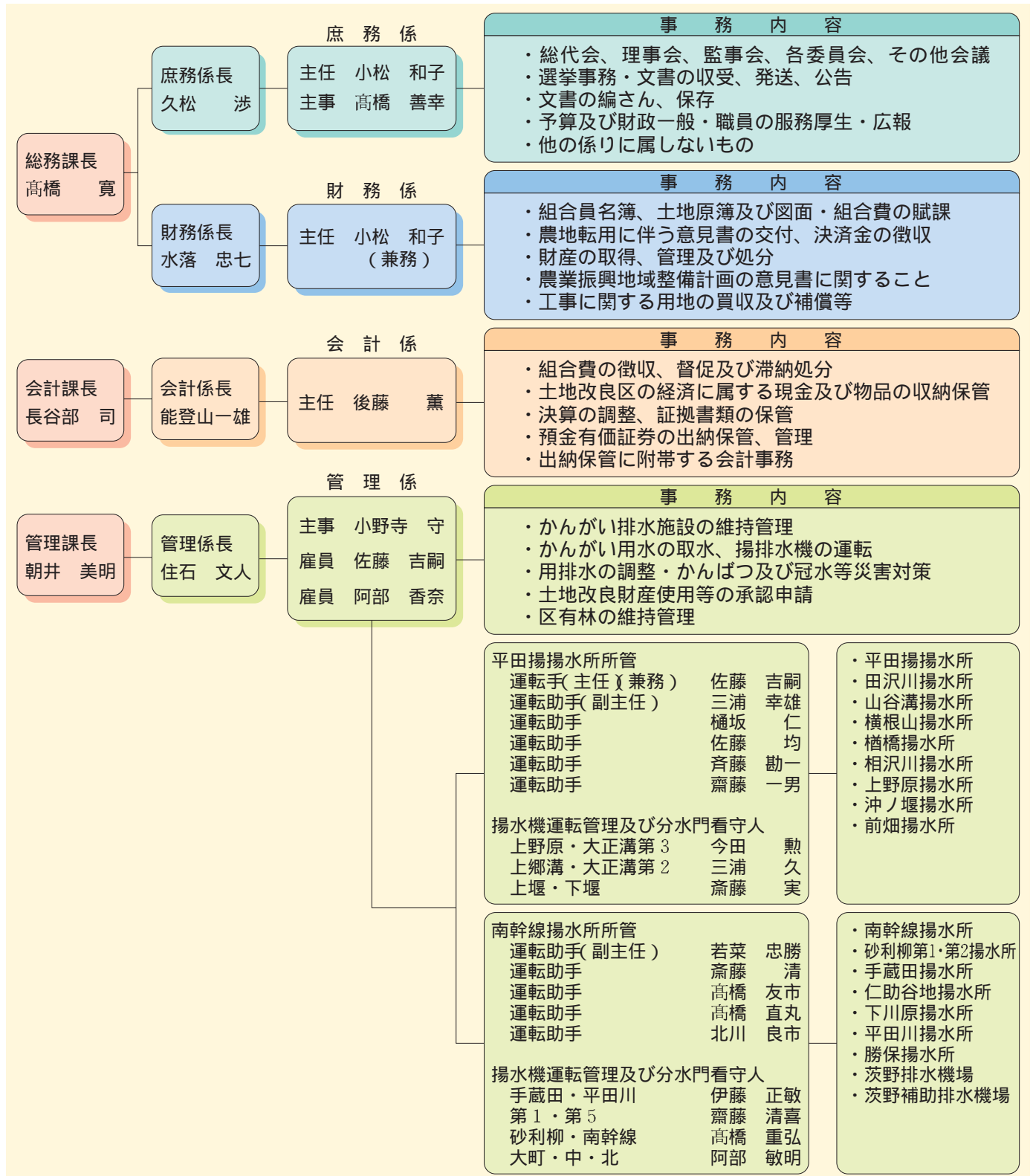


平成22年度研修等のご案内

大町溝土地改良区では、地域単位や学校での現地研修や出前授業等を随時お受けしますので、ご連絡下さい。
 (例)草薙頭首工・大町溝資料館・出前授業・・・etc
 ☎0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 庶務係 久松
 E-mail hisamatu @o-machikou.info

平成22年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515



休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水所所管 TEL0234-52-3244 南幹線揚水所所管 TEL0234-52-2023

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して下さい。

